

## 令和3年度上期 大分支部事業実施状況

---

全国健康保険協会 大分支部

## 1. 基盤的保険者機能関係(一覧)

具体的施策	KPI (重要業績評価指標)	目標		上期実績		前年度(R2) 結果
		今年度 (R3)	前年度 (R2)	今年度 (R3)	前年度 (R2)	
(1) サービス水準の向上	サービススタンダードの達成状況を100%とする。	100%	100%	<b>100%</b>	100%	100%
	現金給付等の申請に係る郵送化率を95.0%以上とする。	95%	89.0以上	<b>93.9%</b>	94.0%	94.1%
(2) 被扶養者資格の再確認の徹底	被扶養者資格確認の確認対象事業所からの確認書の提出率を92.7%以上とする。	92.7%	92.0%以上	-	-	92.2%
(3) 効果的なレセプト点検の推進	社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする。	0.243%	0.250%以上	<b>0.282%</b> (8月時点)	0.229% (8月時点)	0.243%
	協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする。	6,326円	KPI設定なし	<b>6,001円</b> (8月時点)	6,360円 (8月時点)	6,326円
(4) 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化	柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする。	0.75%	0.71%以下	<b>0.68%</b>	0.84%	0.75%
(5) 返納金債権の発生防止のため ①保険証回収強化	日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を94.76%以上とする。	94.76%	95.0%以上	<b>90.82%</b>	95.97%	94.76%
②債権回収業務の推進	返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る）の回収率を前年度以上とする。	67.81%	62.59%以上	<b>42.83%</b>	32.19%	67.81%

## 2. 戦略的保険者機能関係(一覧)

具体的施策	KPI (重要業績評価指標)	目標		上期実績		前年度結果(R2)
		今年度 (R3)	前年度(R2)	今年度(R3)	前年度(R2)	
(1) データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)の着実な実施						
①- i) 生活習慣病予防健診	生活習慣病予防健診実施率を70.0%以上とする	122,744人 (70.0%)	131,104人 (66.1%)	<b>51,168人 (29.1%相当)</b>	46,764人 (27.9%)	108,725人 (64.9%)
①- ii) 事業者健診データ取得	事業者健診データ取得率を10.9%以上とする	19,102人 (10.9%)	15,530人 (9.1%)	<b>3,788人 (2.1%相当)</b>	5,232人 (3.1%)	17,244人 (10.3%)
①- iii) 被扶養者の特定健診	被扶養者の特定健診受診率を33.4%以上とする	16,471人 (33.4%)	16,240人 (33.3%)	<b>5,361人 (10.8%相当)</b>	4,648人 (9.5%)	12,234人 (26.4%)
②- i) 被保険者の特定保健指導	被保険者の特定保健指導の実施率を28.7%以上とする	28,652人 (28.7%)	被保険者 被扶養者合計 6,185人 (22.8%)	<b>3,944人 (13.7%相当)</b>	被保険者 被扶養者合計 3,123人 (11.5%)	被保険者 被扶養者 合計 6,089人 (22.4%)
②- ii) 被扶養者の特定保健指導	被扶養者の特定保健指導の実施率を24.4%以上とする	346人 (24.4%)		<b>165人 (11.6%相当)</b>		
③重症化予防対策の推進	受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を11.8%以上とする	11.8%	515人 (12.9%)	<b>202人 (4.9%相当)</b>	269人 (6.7%)	434人 (10.8%)
④コラボヘルスの推進	健康宣言事業所数を1,850事業所以上とする。	1,850事業所	KPI設定なし	<b>1,843事業所</b>	-	(参考) 1,766事業所
(2) 健康保険委員に対する広報・委嘱拡大	全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を51.3%以上とする	51.3%	49.5%以上	<b>49.75%</b>	50.05%	49.84%
(3) ジェネリック医薬品の使用促進	協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合を80.0%以上とする	80.0%	79.7%以上	<b>79.9% (令和3年7月)</b>	78.3% (令和2年7月)	79.3%
(4) 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信	効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する。	数値設定なし	設定なし	<b>P 10参照</b>	100%	設定なし

## 3. 組織・運営体制関係(一覧)

具体的施策	KPI (重要業績評価指標)	目標		上期実績		前年度結果
		今年度	前年度	今年度	前年度	
費用対効果を踏まえたコスト削減など	一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする	20.0%以下	14.3%以下	<b>0%</b>	0%	0%

## 令和3年度上期 事業実施状況

## 1. 基盤的保険者機能関係

事業計画（重点事項）	上期の実施状況	K P I の状況	
		今年度の目標	上期実績
<p><b>(1) サービス水準の向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。</li> <li>事業主や健康保険委員に対して、郵送での申請促進のチラシやリーフレットによる広報を実施する。特に官公庁・退職者の多い事業所等へ任意継続の申請方法を個別に周知し、郵送化の向上を図る。</li> <li>業務グループ内に設置する「CS向上検討会議」において、お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者・事業主の意見や苦情等から協会の課題を見だし、迅速に対応する。</li> </ul> <p>【K P I】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>サービススタンダードの達成状況を100%とする。</li> <li>現金給付等の申請に係る郵送化率を95.0%以上とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○現金給付の申請受付から支給までの標準期間（10日間）の遵守</li> <li>○広報誌、メルマガを活用した郵送での申請促進に関する周知、広報 <ul style="list-style-type: none"> <li>・協会けんぽニュース大分4、6月号</li> <li>・メールマガジン(8月配信分より)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービススタンダード達成状況100%</li> <li>・現金給付等の申請に係る郵送化率95%以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービススタンダード達成状況100%</li> <li>・現金給付等の申請に係る郵送化率93.9%</li> </ul>
<p><b>(2) 被扶養者資格の再確認の徹底</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。</li> <li>事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。</li> <li>未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。</li> </ul> <p>【K P I】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被扶養者資格確認の確認対象事業所からの確認書の提出率を92.7%以上とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○広報誌、メルマガを活用した被扶養者資格の再確認に関する周知、広報 <ul style="list-style-type: none"> <li>・けんぽ委員だより9月号</li> <li>・協会けんぽニュース大分8月号</li> </ul> </li> <li>○大分県社会保険労務士会へ協力依頼（7月29日）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・92.7%以上</li> </ul>	<p>※令和3年12月20日提出期限</p>

# 1. 基盤的保険者機能関係

事業計画（重点事項）	上期の実施状況	K P I の状況	
		今年度の目標	上期実績
<p><b>(3) 効果的なレセプト点検の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療費適正化を図るため、点検効果向上計画に基づく効果的な内容点検により、点検実績の向上を図り中長期的には全国中位を目指す。また、事務手順書に基づく迅速で的確な資格点検・外傷点検を実施する。</li> <li>i) 内容点検の強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>点検効果額向上のため、システムを活用した効率的な点検や支部間差異事例の解消に積極的に取り組み効果的な点検を実施する。</li> <li>点検員全体のスキルアップのため、外部講師による研修の早期開催や勉強会、打合せによる情報共有を行い、特に高点数レセプトの点検知識の強化を図る。</li> <li>社会保険診療報酬支払基金との連携強化のため、定例協議や査定率向上検討会議等において、社会保険診療報酬支払基金における審査基準の平準化を推進する。また、支払基金の新システムによる審査状況等について情報収集を行い、効率的な点検を実施する。</li> </ul> </li> <li>ii) 資格点検・外傷点検業務の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>計画的に医療機関照会、負傷原因照会を行いたく確かな点検を実施する。</li> <li>求償事務のシステムによる進捗管理を徹底し、迅速な折衝と完結に努める。</li> <li>保険証の受診都度提示・確認について、加入者及び医療機関に対してポスターやリーフレット等による広報を実施する。</li> </ul> </li> </ul> <p>【K P I】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする</li> <li>協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○レセプト行動計画の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>勉強会（毎月）の開催や個別面談等を通じ、レセプト点検員のスキルアップ向上を図った。</li> <li>システム点検を活用し、効率的な点検を行った。</li> </ul> </li> <li>○医療機関照会、負傷原因照会の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>点検事務手順書に沿って計画的に実施した。</li> </ul> </li> <li>○社会保険診療報酬支払基金との定期的な協議・打合せの実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>毎月の定例協議を活用し、情報共有を行うとともに、連携強化に関する意見発信を行った。</li> </ul> </li> <li>○保険証の受診都度の提示及び確認に係るポスターを製作し、県内の医療機関（967機関）へ配布した。</li> <li>○医療機関事務担当者を対象としたWebによる事務説明会を開催し適正受診等に係る協力依頼を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率</li> </ul> <p>0.243%以上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額</li> </ul> <p>6,326円以上</p>	<p>0.282% (8月時点)</p> <p>6,001円 (8月時点)</p>
<p><b>(4) 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請や負傷部位を意図的に変更するいわゆる「部位ころがし」と呼ばれる過剰受診について、加入者に対する文書照会や適正受診の啓発を強化する。</li> <li>多部位かつ頻回及び部位ころがし、その他適正な保険給付が疑われる申請について、施術所に対する文書照会等による啓発を強化し、併せて柔整審査委員会内に設置する面接確認委員会を活用した施術所への調査を行う。</li> <li>面接確認委員会については、国保連合会と連携し、必要に応じて共同開催で実施する。</li> <li>不正が疑われるものは、厚生局へ情報提供を行う。</li> <li>各種広報媒体を活用した柔道整復施術受診について正しい知識の普及に努める。</li> </ul> <p>【K P I】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○患者照会の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請及び柔整審査委員会にて、疑義が生じた施術者等を受診している加入者に対し負傷原因等の文書照会を実施した。</li> <li>また、いわゆる「部位ころがし」と呼ばれる負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診に対する照会を強化した。</li> </ul> </li> <li>○厚生局への情報提供 <ul style="list-style-type: none"> <li>8月に実施。</li> </ul> </li> </ul>	<p>0.75%以下</p>	<p>0.68%</p>

## 1. 基盤的保険者機能関係

事業計画（重点事項）	上期の実施状況	K P I の状況	
		今年度の目標	上期実績
<p><b>(5) 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進</b></p> <p>①保険証回収強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、協会けんぽから保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底する。</li> <li>・被保険者証回収不能届を活用した電話催告を受付後1週間以内に実施し、2週間後に2次電話催告を実施する。</li> <li>・事業所への保険証返納にかかる協力依頼文書の送付や未返納者への文書催告が多い事業所への文書及び訪問による協力依頼を実施する。</li> <li>・事業主や健康保険委員に対する保険証の早期回収と加入者に対する保険証の早期返却を啓発するため、説明会や広報誌等多様なツールで広報を実施する。</li> <li>・社会保険労務士会との連携により、保険証の早期回収に向けた事業主及び加入者への周知等を図る。</li> </ul> <p>【K P I】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保険証返納催告の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険証未回収事業所及び未返納者に対し、文書、電話により、早期に返納催告を行った。</li> </ul> </li> <li>○保険証回収に対する意識啓発 <ul style="list-style-type: none"> <li>・けんぽ委員だより9月号</li> </ul> </li> <li>○大分県社会保険労務士会へ保険証の回収について協力依頼（令和3年7月6日）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 94.76%以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 90.82%</li> </ul>
<p>②債権回収業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・返納金債権の早期回収のため電話催告を中心に実施する。特に新規発生分については、通知発送時に電話による内容説明と納付案内を実施する。</li> <li>・確実な回収強化のため、保険者間調整、弁護士名併記の最終催告及び法的手続きの積極的な実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。</li> <li>・債権管理進捗会議を毎月開催し、支部内における進捗状況の周知と情報共有を図り、問題点を解決する。</li> <li>・交通事故等が原因による損害賠償債権については、損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収に努める。</li> </ul> <p>【K P I】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○電話催告の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・返納金債権の回収率向上のため、電話催告を中心に実施した。特に新規発生債権については、通知発送時に電話による内容説明と納付案内を行った。</li> </ul> </li> <li>○法的手続き等の早期実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・債権の確実な回収のため、保険者間調整及び法的手続きの積極的な実施により、回収率の向上を図った。</li> </ul> </li> <li>○債権管理進捗会議の開催（毎月） <ul style="list-style-type: none"> <li>・支部内における進捗状況の情報共有および今後の方針等の確認を行った。</li> </ul> </li> <li>○求償事務担当と連携した催告 <ul style="list-style-type: none"> <li>交通事故等が原因による損害賠償債権については、損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収に努めた。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資格喪失後受診にかかる回収率67.81%以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資格喪失後受診にかかる回収率42.83%</li> </ul>

## 2. 戦略的保険者機能関係

事業計画（重点事項）	上期の実施状況	K P I の状況	
		今年度の目標	上期実績
<p><b>(1) データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施</b></p> <p>①<b>特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活習慣病予防健診の委託機関との連携強化及び進捗管理を徹底し、生活習慣病予防健診の受診率向上に努める。</li> <li>自治体及び関係団体と連携して、生活習慣病予防健診の受診率向上及び事業者健診データの取得率向上に努める。</li> <li>健診・保健指導カルテ等の活用により実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけを行い、効果的・効率的な受診勧奨を行う。</li> <li>外部委託業者の進捗管理を徹底し、事業者健診データの取得率向上に努める。</li> <li>支部が主催する被扶養者健診の実施回数及び地域を拡大し、受診機会の向上に努めると共に、受診案内送付等の受診勧奨を実施する。</li> <li>自治体及び健診機関と連携し、がん検診と特定健診の同時実施を推進する。</li> </ul> <p>【K P I】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活習慣病予防健診実施率を70.0%以上とする。（実施見込者数：122,744人）</li> <li>事業者健診データ取得率を10.9%以上とする。（取得見込者数：19,102人）</li> <li>被扶養者の特定健診受診率を33.4%以上とする。（実施見込者数：16,471人）</li> </ul> <p>※（参考）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者（40歳以上）：受診対象者数：175,249人（令和3年度見込み）</li> <li>被扶養者：受診対象者数：49,315人（令和3年度見込）</li> </ul>	<p>○生活習慣病予防健診</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活習慣病予防健診未受診事業所へ電話及び訪問による受診勧奨を実施</li> <li>新規適用事業所への受診勧奨（文書・電話）を実施</li> <li>小規模事業所の被保険者へ休日集団健診の案内文書を発送（9月）</li> <li>メディアを活用した特定健診の受診広報を実施（7月）</li> </ul> <p>○事業者健診データ取得</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大分労働局及び大分県との連名による案内文書送付（6月より実施）</li> <li>外部委託業者との定例会を実施し、勧奨業務、データ取得状況の進捗管理を確実に実施</li> <li>大規模事業所への事業所健診データの提供依頼を実施。</li> </ul> <p>○被扶養者特定健診</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自治体と連携したがん検診と特定健診同時実施の受診勧奨を実施。</li> <li>協会主催の集団健診の実施（8月～9月）</li> </ul>	<p>【生活習慣病予防健診】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>70.0%以上（122,744人）</li> </ul> <p>【事業者健診データ取得】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>10.9%以上（19,102人）</li> </ul> <p>【被扶養者特定健診】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>33.4%以上（16,471人）</li> </ul>	<p>【生活習慣病予防健診】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>29.1%（51,168人）</li> </ul> <p>【事業者健診データ取得】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2.1%（3,788人）</li> </ul> <p>【被扶養者特定健診】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>10.8%（5,361人）</li> </ul>



## 2. 戦略的保険者機能関係

事業計画（重点事項）	上期の実施状況	K P I の状況	
		今年度の目標	上期実績
<p><b>②特定保健指導の実施率及び質の向上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健診、保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施について、健診機関に働きかける。</li> <li>健診・保健指導カルテ等の活用により、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけを行い、効果的・効率的な受診勧奨を行う。</li> <li>外部委託業者の進捗管理を徹底し、継続的支援及びICTを活用した特定保健指導を展開し、事業所や対象者の多様なニーズに対応した特定保健指導を実施する。</li> <li>支部主催集団健診を活用し、被扶養者の特定保健指導の実施機会の拡充を図り、実施率向上に努める。</li> </ul> <p>【K P I】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者の特定保健指導の実施率を28.7%以上とする</li> <li>被扶養者の特定保健指導の実施率を24.4%以上とする</li> </ul> <p>※（参考）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○被保険者：受診対象者数：28,652人 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定保健指導 実施率28.7%（実施見込者数：8,223人）</li> <li>（内訳）協会保健師実施分 9.0%（実施見込者数2,580人）</li> <li>アウトソーシング分19.7%（実施見込者数：5,643人）</li> </ul> </li> <li>○被扶養者（受診対象者数：1,417人） <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定保健指導 実施率24.4%（実施見込者数：346人）</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特定保健指導受け入れ事業所の拡大に向けた訪問等勧奨を実施。</li> <li>○特定保健指導の外部委託 <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部業者への委託により、継続的支援及びICT（ZOOMなど）を活用した特定保健指導を展開し、事業所や対象者の多様なニーズに対応した特定保健指導を実施した。</li> </ul> </li> <li>○被扶養者の特定保健指導の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・支部主催健診等で健診当日の保健指導を実施した。（8～9月）</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定保健指導 実施率 28.7% （実施見込者数：8,223人）</li> <li>・特定保健指導 実施率 24.4% （実施見込者数：346人）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定保健指導 実施率13.7% （実施見込者数：3,944人）</li> <li>・特定保健指導 実施率11.6% （実施見込者数：165人）</li> </ul>
<p><b>③重症化予防対策の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>未治療者に対する二次勧奨業務について、外部委託業者の進捗管理を徹底し、受診率向上を図る。</li> <li>健診実施機関及び事業所と協働した要治療者への受診勧奨を実施し、確実な受診につなげる。</li> <li>自治体、医師会及び医療機関等と連携を図り、人工透析の導入回避等に努める。</li> <li>外部委託業者の進捗管理を徹底し、糖尿病性腎症の重症化予防に努める。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数（電話850人 文書850人）</li> </ul> <p>【K P I】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を11.8%以上とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○重症化予防を目的とした健康サポートの実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・健診の結果、血糖値等のリスクがあり、受診を勧められた方もしくは治療中の方へ、「生活習慣病の重症化を予防するプログラム」を案内した。</li> </ul> </li> <li>○要精密・要治療者に係る健診機関及び事業主との連携強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・受診機関において、健診当日に要治療と診断された者への確実な受診勧奨を実施。また、事業主にも受診確認の協力を依頼した。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を11.8%以上とする。 （488人）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4.9% （202人）</li> </ul>

## 2. 戦略的保険者機能関係

事業計画（重点事項）	上期の実施状況	K P I の状況	
		今年度の目標	上期実績
<p><b>④ コラボヘルスの推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健康宣言について、宣言からフォローアップまでのプロセス（どのような手順で行うか）及びコンテンツ（何をを行うか）の観点から、宣言項目として必ず盛り込む内容や事業所カルテに示すべき項目等の標準化を図り、家族を含めた事業所おける健康づくりを推進するため、協会けんぽによる事業所支援等を拡充する。</li> <li>健康教育（身体活動・運動や食生活・栄養）を通じた若年期からのヘルスリテラシーの向上を図るため、新たなポピュレーションアプローチについて検討する。</li> <li>保険者として、事業所等と連携したメンタルヘルス予防対策の推進に努める。</li> <li>関係機関と引き続き連携を深め、健康宣言事業所の更なる拡大とともに事業所健康診断シート（事業所カルテ）を活用し、取組みの質の向上を図る。</li> <li>「一社一健康宣言」事業所を対象とした経済産業省の健康経営優良法人認定に向けたセミナーを開催する。</li> </ul> <p>■ KPI：健康宣言事業所数を1,850事業所以上とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康宣言事業の標準化（新基本モデルの導入）について、下期の新規エントリー事業所より移行すべく、PDCAサイクルを意識した取り組みができるようなツール作成等、準備を行った。</li> <li>事業所への訪問支援（健康経営サポート）については新型コロナ対策としてZoomでの対応も取り入れて実施。（今後は感染動向を注視しつつ訪問動奨を実施する。）</li> <li>新たなポピュレーションアプローチの1つとして、短時間で簡単にできる運動動画（Youtube動画）を作成し、支部ホームページや各種広報媒体に掲載した。</li> <li>協力機関（保険会社、銀行、商工会議所等）とは健康経営セミナーの共催や、動奨を担っていただく内部職員への教育、また関係先への広報等に連携。宣言事業所および取り組みの拡大を図っている。</li> <li>事業所カルテ（事業所健康診断シート）を7月に宣言事業所へ発送、職場の健康課題把握の参考とし、取り組みの質の向上を図った。（733事業所）</li> <li>9月に東京海上日動火災保険(株)と共同で「健康経営優良法人認定支援オンラインセミナー」を実施。入門編・実践編・申請編と3段階の研修とし、感染症対策の観点からZoomを用いたセミナーとした。（73社参加）</li> </ul> <p>■ KPI：9月末時点宣言事業所数 1,843社（11/18時点 1,901社）</p>	1,850社以上	1,843社
<p><b>（2）健康保険委員に対する広報・委嘱拡大</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健康保険委員の委嘱拡大に向けた取り組みを強化するとともに、健康保険委員活動の活性化を図るための研修や広報誌等を通じた情報提供を実施する。</li> <li>文書等による動奨を行い、健康保険委員の委嘱者数の拡大に努める。</li> <li>健康保険委員のニーズに応じた研修を実施し、健康保険委員の取り組み強化を図る。</li> </ul> <p>【K P I】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を51.3%以上とする</li> </ul>	<p>○健康保険委員の委嘱拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新規適用事業所、一社一健康宣言新規エントリー事業所に対しての委嘱動奨を定期的実施。</li> <li>委員退職等により辞退届提出事業所に対し、委員の交代届提出動奨を8月に実施。（対象50社）</li> </ul> <p>○健康保険委員への情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>広報誌の発行により事業促進につながる情報提供を実施した。（けんぽ委員日より 7、9月号発行）</li> <li>新型コロナ対応として、オンラインでの委員研修会を企画し、参加者募集を実施。内容は昨年度アンケートで要望の多かった「働き方改革」「メンタルヘルス」に関連。（11/22～26開催）</li> </ul> <p>【KPI】被保険者数カバー率 9月末現在 49.75%（11/18時点 51.4%）</p>	51.3%以上	49.75%

## 2. 戦略的保険者機能関係

事業計画（重点事項）	上期の実施状況	K P I の状況	
		今年度の目標	上期実績
<p><b>(3)ジェネリック医薬品の使用促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ジェネリック医薬品の使用状況及びジェネリック医薬品普及の阻害要因を分析、分析結果に応じた対応を検討するとともに、後発医薬品安心使用促進協議会の場等を通じ、関係者へ意見発信を行う。</li> <li>分析結果に基づき、「医療機関・薬局向け見える化ツール」及び「医薬品実績リスト」の配布を行う等、医療機関・薬局に対する対策の優先順位を付け働きかけを強化する。</li> <li>薬剤師会等と連携してのジェネリック医薬品希望シールの配布や、おくすり手帳の活用等加入者への的確な働きかけを継続して実施する。</li> <li>また、加入者にジェネリック医薬品を正しく理解していただけるよう、イベント・セミナーの開催などにも着実に取り組む。</li> <li>県や自治体並びに保険者協議会等と連携し、加入者に対する効果的なジェネリック医薬品の広報を行う。</li> </ul> <p>【K P I】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ジェネリック医薬品使用割合（※）を80.0%以上とする</li> <li>※ 医科、DPC、歯科、調剤における使用割合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療機関への取り組み <ul style="list-style-type: none"> <li>ジェネリック医薬品普及の阻害要因を分析し、ジェネリック医薬品使用割合の向上に特に寄与する薬効の薬を処方する医療機関（大分市・別府市）とその周辺薬局に対して、「医療機関・薬局向け見える化ツール」及び「医薬品実績リスト」の発送を行った。（医療機関130件 薬局84件）</li> </ul> </li> <li>○大分県薬剤師会との連携強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>大分県薬剤師会を通じて、県内薬局へのジェネリック医薬品希望シールの配布を行った。</li> </ul> </li> <li>○行政との連携 <ul style="list-style-type: none"> <li>後発医薬品安心使用促進協議会にて大分支部の取り組み状況について資料を提供した。</li> </ul> </li> </ul>	<p>・80.0%以上</p>	<p>・79.9% （令和3年7月）</p>
<p><b>(4) 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信</b></p> <p>①医療費データ等の分析</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療の質や効率性の向上を目指し、地域ごとの医療費等の分析及び医療等に関する情報の収集を行う。また、その結果を事業主や加入者へ情報提供する。</li> <li>コラボヘルスの効果検証を目的に、レセプトや健診結果等のデータを活用し、大学と共同で分析を行う。また、その結果を事業主や加入者へ情報提供する。</li> </ul> <p>②医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現行の医療計画及び医療費適正化計画に基づく取組の進捗状況を把握しつつ、医療計画及び医療費適正化計画が着実に推進されるよう意見発信を行う。</li> </ul> <p>③医療提供体制に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、協会における医療データの分析結果（医療費の地域差や患者の流出入状況等）や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用するなど、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。</li> <li>保険者協議会と連携し、各地域の医療費、健診結果の動向等の見える化を図り、県や市町村へ発信する。</li> </ul> <p>④上手な医療のかかり方に係る働きかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域医療を守る観点から、医療データの分析結果等を活用しつつ、不要不急の時間外受診や休日受診を控えるなどの「上手な医療のかかり方」について、関係団体とも連携しつつ、加入者や事業主に対して効果的な働きかけを行う。</li> </ul> <p>【K P I】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療費データ等の分析 <ul style="list-style-type: none"> <li>コラボヘルスの効果検証を目的に、レセプトや健診結果等のデータを活用し、産業医科大学と共同分析を行った。（継続中）</li> <li>都道府県ごとの医療費の分析を行い、大分支部の課題について、大分支部ホームページで公表することで、事業主や加入者への情報提供を行った。</li> </ul> </li> <li>○医療提供体制に係る意見発信 <ul style="list-style-type: none"> <li>保険者協議会と連携し、大分県内各市町村の医療費、健診結果の動向等の見える化を行い、県や市町村へ情報の発信を行った。</li> </ul> </li> <li>○上手な医療のかかり方に係る働きかけ <ul style="list-style-type: none"> <li>新生児の保護者に対して医療のかかり方に係る冊子の提供を行ったり、70歳を迎えた加入者に対して、お薬手帳ケースの配布を行うことで、上手な医療のかかり方を促進した。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する。</li> </ul>	<p>地域医療構想会議等の開催がなかったため、意見発信の場はなかった。</p> <p>その他、左記「上期の実施状況」についての取り組みを実施した。</p>

## 3. 組織・運営体制関係

事業計画（重点事項）	上期の実施状況	K P I の状況	
		今年度の目標	上期実績
<p><b>費用対効果を踏まえたコスト削減等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、仕様書の見直し等の取組みを行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。</li> <li>・一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するヒアリング調査等を実施し、次回の調達改善に繋げる。</li> <li>・また、少額随意契約の範囲内においても可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。</li> </ul> <p>【K P I】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一者応札案件割合を減らす取り組み <ul style="list-style-type: none"> <li>・予め調達計画を立てることにより、十分な公告期間を確保することや納品期限や委託開始日等についても十分な期間を設け多くの業者が参加しやすい環境を整備した。</li> <li>・公告後は、より多くの業者に声掛けをするなどして競争性を高めることに努めた。 （上期入札実施件数7件中、1者応札案件0件）</li> </ul> </li> </ul>	20.0%以下	0%